

## 豊前市立学校の閉校式に係る基本方針

### 1 趣旨

令和8年3月から令和10年3月までに市内小中学校14校で閉校式を行うこととなる。閉校するにあたり、児童・生徒、保護者、校区の方と学校との別れの儀式として閉校式を開催する。閉校式は各学校が主催し、各学校での式典内容等に大きな差異が生じないようにするため、教育委員会事務局において基本方針を作成する。

### 2 開催期日

原則、修了式終了後に、来賓等を入れ行う。

### 3 参加者（⑤⑥⑦は学校裁量）

- ① 市長、教育長、教育委員
- ② 地元市議会議員（議長を含む）
- ③ 各学校が入学式・卒業式等学校行事において案内状を発送する来賓
- ④ 当該年度卒業生（卒業時に案内を渡す。卒業生席を設け参加は自由。）
- ⑤ 保護者
- ⑥ 校区住民
- ⑦ その他、ボランティア、ゲストティーチャー等、学校とつながりのある方

### 4 式次第（進行：学校）

- (1) 開式の言葉
  - (2) 国歌斉唱
  - (3) 学校長あいさつ
  - (4) 来賓あいさつ（市長、教育長、PTA 会長等）
  - (5) 児童・生徒代表の言葉・メッセージ・発表等（学校裁量）
  - (6) 校旗返納（校長→市長）
  - (7) 校歌斉唱
  - (8) 閉式の言葉
- ※ 式終了後、校内参観を希望する方は時間を区切り受け入れる  
※ 児童・生徒は教室で年度末学級活動

### 5 作成物（作成：学校）

- (1) 閉校式に係る掲示物等（式次第表、横断幕、看板等）
- (2) 閉校式のしおり（式次第・校歌・学校沿革史・写真等）
- (3) 案内状

### 6 その他

- (1) 上記式次第以外に、保護者・地域とともに閉校にかかる記念行事等を学校配当予算の範囲内で行うことは差し支えない。
- (2) 閉校行事に係る経費として、別途5万円程度を計上予定。
- (3) 離任式は行わないため、校長挨拶の中で全教職員が一旦離任する旨を伝える。

## 豊前市立学校の開校式に係る基本方針

### 1 趣旨

令和8年4月から令和10年4月にかけて、4つの学校が開校する。開校するにあたり、児童・生徒、保護者、地域の方と学校とがよい関係を築くための端緒として開校式を行う。開校式は教育委員会主催で行い、以下のように基本方針を作成する。

### 2 開催期日

始業式同日に開校式を行い、引き続き始業式を行う

### 3 参加者（教育委員会で検討）

- ① 市長、教育長、教育委員
- ② 市議会議長、副議長、議員
- ③ 関係区長、民生児童委員等
- ④ 地区住民には内覧を案内

### 4 式次第（進行：学校）

- (1) 開式の言葉
  - (2) 落成・開校宣言(教育長)
  - (3) 校旗授与(市長→校長)
  - (4) 式辞(市長)
  - (5) 学校長あいさつ
  - (6) 来賓祝辞(教育委員会で選出)
  - (7) 来賓紹介
  - (8) 児童・生徒代表の言葉
  - (9) 校歌披露
  - (10) 閉式の言葉
- ※ 式終了後、学校内覧

### 5 作成物（作成：教育委員会）

- (1) 開校式に係る掲示物等(式次第表、横断幕、看板等)
- (2) 開校式のしおり(式次第・学校運営方針等・校歌・写真等)
- (3) 案内状

### 6 その他

- (1) 上記式次第以外に、保護者・地域とともに開校にかかる記念行事等を学校配当予算の範囲内で行うことは差し支えない。
- (2) 開校行事に係る経費として、別途5万円程度を計上予定。
- (3) 新設校のため始業日に離任式・赴任式は行わない。始業式の中で職員紹介を行う。